

事務事業評価シート (評価対象年度：令和元年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名	児童手当事業					②事業番号	4419
③事業類型	1. 法上(必須)事業			④開始年度	平成 24 年度	⑤終了予定年度	年度 ○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	条例	○ 規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称 児童手当法
⑦実施手法	直営	全部委託	○ 一部委託	補助・負担	その他		
⑧関連予算科目コード	款	3	項	2	目	1	細目 2
⑨担当部名	健康福祉部			⑩担当課名	生活福祉課		会計 一般会計

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)	対象指標(対象者数を表す指標)	単位
① 中学校卒業までの児童を養育している方	① 15歳以下人口(3月末日現在)	人
②	②	
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)	活動指標(活動の量を表す指標)	単位
3歳未満一律15,000円。3歳以上小学校修了前 第1子・第2子10,000円、第3子以降 15,000円。中学生一律10,000円。 所得制限限度額以上の場合特例給付として一律5,000円。 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給。	① 延べ児童数	人
	②	
	③	
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標)	単位
児童を養育している方に児童手当を正確に支給すること。	① 児童手当費	千円
	① 計算式	
	② 計算式	
	③ 計算式	
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)	総合計画体系上の位置付け	
子育て世帯の経済的負担の軽減が図られる。これにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	政策(章)	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち
	施策大(節)	1 子どもと大人が夢や希望を持ち、ともに成長できるまちをめざします
	施策中	2 子育てしやすい環境の整備
	施策小	6 子育て家庭への経済的支援

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	
対象指標①	15歳以下人口(3月末日現在)	人	9,115	8,756	8,466	8,127	—	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	延べ児童数	人	101,325	97,446	93,911	93,960	—	
活動指標②								—
活動指標③								
成果指標①	児童手当費	千円	1,151,890	1,107,320	1,065,960	1,066,200	—	
成果指標②								事業費などの推移における 特殊要因などの説明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.77	0.77	0.74	0.74		
	正職員	人	0.01	0.01	0.01	0.01		
	任期付職員	人	0.10	0.10	0.35	0.35		
	臨時職員	人						
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	6,378	6,442	6,325	6,325		—
	直接事業費	千円	1,153,371	1,108,694	1,067,191	1,067,745		
	総事業費	千円	1,159,749	1,159,756	1,073,516	1,074,070		
財源内訳	国庫支出金	千円	789,533	759,622	729,992	730,848		—
	府支出金	千円	180,681	173,850	167,572	167,676		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	189,535	226,284	175,952	175,546		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	子ども手当制度から児童手当制度に移行となったため。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、所得制限が平成24年6月から実施され、年少扶養控除の廃止による減収に対応するため、児童手当が支給されない者についても、当分の間、特例給付として児童1人につき月額5000円を支給している。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価

A

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	乳幼児から中学校卒業までの児童を養育している方に支給し、家庭等における生活の安定に貢献している。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	国の法定受託事務として実施する事業である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	国の法令で決められている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	法令で定めがある事務のため廃止できない。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価

A

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	児童がいる家庭の生活の安定と児童の健全育成に寄与している。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	児童手当法に基づき、認定事務を行っており、支給対象者が限定されるため、成果向上の余地はない。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	—

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価

A

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	児童手当法に定められた事務であり削減することができない。主な事務も職員1名で行っており、削減の余地はない。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	家庭における生活の安定に寄与する目的で支給する手当のため、受益者に負担を求める事業ではない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 (事業の進め方に改善が必要) C: 課題が多くあり事業の大幅な見直しが必要 (事業規模、内容、実施主体の見直しが必要) D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	—	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 ↓ (年まで)	エ. 休止 ↓ (年から)	オ. 廃止 ↓ (年から)
	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など		—			
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—			